

## 第10回 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 議事要旨

日時	令和4年7月5日（金）午後3時15分～4時25分
場所	武蔵野総合体育館 大会議室
参加者	委員長、委員15名、事務局3名 計19名

### ■配布資料

- 第10回 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 次第
- 令和4年度 第2回 ICT活用推進リーダー連絡会資料（資料1）
- 学習者用コンピュータの活用と児童・生徒の健康の関係（資料2）

### ■内 容

#### 1 開会

資料の確認

#### 2 事務局から

##### ① 第2回 ICT活用推進リーダー連絡会資料（資料1）

（事務局）

- ・ 資料1は、学校と保護者等との連絡手段等、各校の授業以外でのICTの活用状況について表形式にまとめたものである。多くの学校で積極的に学習者用コンピュータを活用し、ペーパーレス等の効果も把握できた。一方、中学校においては授業以外での活用がそれほど進んでいない状況も見受けられた。小学校から中学校への活用の連携が課題であると認識している。

（委員長）

- ・ 本資料を各校にて共有し、さらに活用を図っていただきたい。

（委員A）

- ・ 本校の回答について訂正させていただきたい。「学校評価、学校行事等に対するアンケート」については、令和3年度から学校評価において活用している。また、「感染予防や感染不安などにより、登校できない児童・生徒への個別の配慮」については、配慮を行っている。

（委員B）

- ・ ICT活用推進リーダーへ直接照会させていただいたため、実態と異なってしまっていた。校内で確認が取られていると認識していたが、今後は共有のあり方を考えていきたい。

### 3 協議

#### ① 学習者用コンピュータの使用と健康面への影響について（資料2）

##### （事務局）

- ・ 資料2は、先般行われた健康診査の結果等をもとに、学習者用コンピュータの使用と健康面への影響についてまとめたものである。
- ・ 学習者用コンピュータの活用状況について、武蔵野市・東京都・国全体の調査結果を比較したものである。武蔵野市では活用が進んでいるという状況が読み取れる。
- ・ 学習者用デジタル教科書について、効果が高いと実感している児童・生徒の割合が高い。
- ・ 健康面への影響として、目の乾き及び肩・首への影響が挙げられる。
- ・ 携帯電話の使用状況について、長時間使用している児童・生徒の割合が明らかに増えている。
- ・ 視力の変化については、大きな変化は見受けられないが、学年ごとに若干の増減が表れている。また、外斜視の増加が目立っている。

##### （委員C）

- ・ 学校保健委員会においても、健康診断の結果について意見交換を行った。その中で挙げた意見・感想は以下の通り。
- ・ コロナ禍において部屋の中で過ごす時間が増え、遠くを見ないことで視力が低下した子が多く、学校によっては顕著に現れた。ただ、現時点では学習者用コンピュータの影響により視力が低下したのかについては不明である。2050年には50%の人が近視になるという説があるが、屋外で過ごすことで近視が進行しにくくなるということが分かってきている。中休み・昼休みの時間に体を動かす機会を設けるように働きかけるのが有効と考えられる。
- ・ 5月と10月に、目の健康について指導を行っている。学習者用コンピュータ使用時には定期的に休憩時間をはさむことを指導している。
- ・ その他挙げられた意見としては、ストレートネックが疑われる人や、ディスプレイに顔を近づけすぎている人が増えている。動画視聴等受動的にディスプレイを見ることの影響が心配される。

保護者からの意見として、小学校高学年から中学校にかけて、保護者の目の行き届かないところで学習者用コンピュータを使用し、保護者のコントロールが困難になっているとのことである。

また、画面からの光の影響で、頭痛を訴える子どもが増えているという実感を持っている。

- ・ 体力調査での測定項目に視力があつたので、どのような活用がなされるのか興味がある。
- ・ 先生からの指示がないのに学習者用コンピュータを操作する人や、学習者用コ

ンピュータが手元から離れると精神的に落ち着かなくなるといったことが見受けられる。

- ・ 自らの健康を守るためにも、児童・生徒一人ひとりや家庭にこれらのことを認識していただけるように周知していきたい。
- ・ なお、外斜視については、スマートフォンの影響ではなく、むしろスマートフォンの使い過ぎで発生するのは内斜視の方である。

(委員D)

- ・ スマートフォンと内斜視の関係については、ニュースで見たことがある。治療法として、スマートフォンの画面を追うことで目を運動させるのが良いとのことであった。ただ、こういった考え方が様々あるのが現状であり、指導に取り入れる前に整理が必要である。

(委員長)

- ・ 方向性についてはどうか。何か質問はあるか。

(全員)

- ・ 特になし。

(委員長)

- ・ 学習者用コンピュータを使用する際の、児童・生徒の姿勢についてはいかがか。

(委員E)

- ・ 難しい議題であると聞いていて思った。昔、テレビゲームで遊んでると脳の発達に悪影響をもたらすと言われたことを思い出した。結局根拠があったのか分からないが、そういった根拠の不明なことを行わないように注意する必要があると思った。
- ・ 本校では、メリハリをつけて学習者用コンピュータを使用できており、使用するべき場面と使用しない場面について学年ごとに決まりをしっかりと実践できていると考えている。
- ・ 2年生の授業のとき、猫がうまく描けない児童に「学習者用コンピュータで調べてみたら」と助言したら「調べていいの?」と聞き返されることがあった。どのくらいの程度で学習者用コンピュータを使用していくのか、学校としても明確にしていく必要があると思った。

(委員長)

- ・ 授業以外での使用状況についてはいかがか。

(委員F)

- ・ 子どもが学習者用コンピュータを使ってできるが増えるにつれて、使用する時間も伸びていくと感じる。家庭で約束ごとを設けるようお願いをしているが、その内容は家庭ごとに様々で、子どもの発信の時間が夜 11 時ということもあった。家庭に対しても、データを示して、啓発をしていく必要があると感じる。
- ・ 授業では、学習者用コンピュータの作業に集中するほど、画面に被さるような姿勢になっていく傾向がある。

(委員長)

- ・ ディスプレイの明るさについてはいかがか。

(委員F)

- ・ 本校ではプロジェクターを窓際に配置しているため、教室の照明を暗くして授業を行っている。

(委員長)

- ・ 画面を見るときと、その後に目を落としてメモや書き物等をするときの明るさについて、どのようにお考えか。

(委員C)

- ・ 学校と家庭とでは明るさを変えた方が良い。また、ブルーライトの影響もあるので、就寝 1 時間前までに使用を終了した方が良い。栗本先生もおっしゃっていたが、学習者用コンピュータの使い方については担任によって異なるので、ルールの決め方が難しい。
- ・ 本校では、今年になって学習者用コンピュータの活用に関する委員会を立ち上げたところであり、こういった問題を積極的に議論できたらと思っている。

(委員G)

- ・ 先ほどの資料で視力の低下が見られないというのは意外であった。様々なデータを見ると視力が下がる傾向にあるため、そのような状況を踏まえて指導をしていく。
- ・ 家庭との連携が課題であると感じており、布団の中で学習者用コンピュータを操作しているという話もあり、ブルーライトの影響などが心配である。

(委員A)

- ・ ある課題を生徒に提出させたところ、提出時間が深夜 1 時 40 分というケースがあった。不登校に伴い昼夜が逆転してしまうようなケースとは異なるものであり、適切な使用について保護者への発信を継続し、共通理解の上で使用してい

くことが大切と考える。

(委員H)

- ・ 画面の明るさにせよ、何が正しいかの判断が難しい。ディスプレイを暗くして使用している子に声掛けしても、何の問題もなく使用している様子だったということがあります、明るくするのが正しいと判断するのも難しい。視力への影響については今後も注視していく必要があると考える。
- ・ また、学習者用コンピュータは重量がそれなりにあるので、持ち運びによる身体への影響も考える必要がある。

(委員長)

- ・ 健康面への影響と学習者用コンピュータ使用との関係について、現時点で現れていることを見て、またこの先も長く使用していくことを見通して、禁止をするのではなく、適切に使用できるように導いていきたい。

(委員B)

- ・ 新型コロナウイルス感染症が発生して、学習者用コンピュータの使用を開始してからまだ間もないので、30年から50年のスパンで考える必要がある。特に小学校低学年への影響については今後も注視していきたい。
- ・ プロジェクターの照度などの学習環境について、工夫をしていく必要がある。見やすさだけを追求していいのか、知見を集めていきたい。
- ・ 健康面への影響については、子ども自身が知らないといけない事項である。子どもへの周知や学習活動での位置付け、並びに家庭へのコンピュータ活用通信との連携を図っていきたい。
- ・ 家庭で深夜まで使用しているという状況に対しては、学習者用コンピュータは学習活動に使うものであるという指導をしていく必要があると考える。

(委員C)

- ・ 健康診断で測定する視力は矯正した際の数値であり、人によっては裸眼も測定することはあるが、検査時に矯正をはずすことは必須ではない。視力矯正を行っている人の割合を見る必要がある。

(委員B)

- ・ 矯正視力のみ測定した人の割合は、中学校が約25%であった。また、小学校も含めた全ての学年で、以前より5、6ポイントほど増加している。

(委員長)

- ・ 視力への影響については今後も注視していくことと、家庭とも連携をしていくということによいか。

(委員 I)

- ・ 学校と家庭との連携について、何か効果的な方法はないか。

(委員 H)

- ・ 夏休み期間中の学習者用コンピュータの使い方についてはルールを設けてるよう指導しているが、健康面についての指導はできてない。そのような発信も大事であると思う。

(委員長)

- ・ SNSルールと同様に、学習者用コンピュータの使用に関する家庭ルールは、夏休み期間に家庭で考えて2学期に学校で共有し、その学年にふさわしいルールを決めて家庭へ周知するという運用であるが、そこでは健康面については踏み込んで考えていない。

(委員 B)

- ・ 第一段階としてここで議題にして現状を把握できたが、どのような周知内容が適切かを明らかにせずに家庭への周知を連発することは避けるべきであり、整理が必要である。  
今回、夏季休業中の使用にあたって、学習者用コンピュータ活用通信では長時間の使用を控えること、使い方について家庭で話し合うことをお願いしてはいるが、周知として十分ではない。

(委員 J)

- ・ 想定よりも視力が低下していないという印象であるが、我々は眼科の専門家ではないのでこのままでいいのか分からないが、放置するのは難しい。事例がまだ少ない状況である。
- ・ 基本的な対応として、児童・生徒の操作状況についてログを取得する必要がある。
- ・ 学習において四六時中ディスプレイを見ていることはそれほどなく、一定の時間が経てば目を離すときがあるのが大人と異なるところである。逆に、ディスプレイを長時間見ないような授業づくりが求められている。
- ・ 武蔵野市は学習者用コンピュータを使用している方なので、このまま活用を進めていただければと思う。
- ・ 保護者への周知について、伝わりにくい人ほど保護者会等に参加しない傾向があるので、従来とは異なる方法で周知することが必要である。

(委員長)

- ・ 本件に関する家庭への周知内容については、事務局で検討を進めていただきました

い。

(委員G)

- ・ 「学習者用コンピュータの使用に規制をかけてほしい」という家庭に対しては、デジタル・シティズンシップを都度説明している。しかし、取組が双方向になっておらず、手紙や電話で伝達するのは片方向であるし、保護者にサインを書いて提出させ、できてなければ取り上げるというのはデジタル・シティズンシップではない。どうすれば双方向のやり取りになるのか、対応についてはいつも考えている。

(委員長)

- ・ 中学校ではいかがか。

(委員A)

- ・ 試験期間前にメディアを使用する時間を生徒に決めさせ、後日アンケートを取った。普段からコントロールできている人もいれば、ヒントを増やしてものにしていく人、また効果のなかった人と様々であったが、デジタル・シティズンシップを考えさせるきっかけとしては良かった。

(委員B)

- ・ この問題は根深いと思う。保護者は自分が受けた教育の内容を大切にしているが、現在の状況は昔と異なる。子どもから声を聞くことは良い提案だと思うので、学校で実施していただくことを望む。

(委員I)

- ・ 委員Aのご意見の通り機会を作ることが重要で、今年度の教育フォーラムでは、学習者用デジタル教科書の活用がテーマであり、ディスカッション及びアンケートによって保護者の方も参加できるように検討していきたい。

(委員B)

- ・ 保護者の参加については、先を見据えて取り組む課題と考えてはいたが、現在すでに学校において課題として出ているので、今回意見交換という形で取り組んでいきたい。

(委員I)

- ・ 特別支援教育ではいかがか。

(委員K)

- ・ 学習者用コンピュータの扱いについては、子どもが自身を律することが難しい。

活用できている反面、コントロールできずに困っている子どもが増えてきており、そういった点も含めて支援や家庭への働きかけが必要になってきていると考える。プロの先生やカウンセラーの支援を受けるべきレベルに達しているのか、難しくなっている。

(委員 I)

- ・ 単純なコントロールのみでなく、心理的な面も含めてか。

(委員 B)

- ・ 書字が苦手な特性のある子についてはうまく活用できている反面、情緒のコントロールの面においては指導が難しくなっている。

(委員 K)

- ・ 一秒たりとも学習者用コンピュータを離せないほど重要な存在になっており、一定数負の影響を持った子が出てくると思う。反面、活用を止めたくないという思いもある。子どもたちにとって学習者用コンピュータが支えになっている部分もある。

(委員 L)

- ・ 目の乾きを感じる人が増えた反面、頭・首への影響は少ないという結果だった。YouTube や長時間のゲームをすれば影響があると思うが、デジタル教科書を使用するときは画面と目の距離もある程度離れているし、姿勢も保たれているので、学習者用デジタル教科書が悪影響の原因という主張は違うと思う。健康面の影響により学習者用デジタル教科書の普及に影響しないか心配である。

(委員 J)

- ・ デジタル教科書よりも紙媒体の教科書を推す方々は、デジタル教科書の方が学習効果に優れている一方、健康面への影響があるという主張をしている。しかし、指導者用デジタル教科書には教科書本体と教材が含まれており、教材が授業で役立っていることから、完全に同等のものを比較しているかという疑問がある。

(委員 M)

- ・ 生徒の知識量が増えてきており、学校側にシフトが求められている。授業のやり方を変えていく必要がある。

(委員 N)

- ・ 使用する ICT 機器や授業のやり方が変わるにつれて、教室環境も変わっていく必要がある。

(委員 J)

- ・ 通常、教室の窓は南向きであることが多いが、後ろの席の人にとっては大型提示装置のディスプレイが見づらくなり、必ずしも正解ではない。武蔵野市の改築事業でぜひご検討願いたい。

(委員 B)

- ・ 第一中学校・第五中学校にて、校内のどこでも学習者用コンピュータを使用できるように環境を整えている。その次の第五小学校・井之頭小学校において、南面については検討していきたい。
- ・ 照度については難しい課題であり、事務局で検討させていただきたい。

(委員長)

- ・ 幅広く意見を出していただき、ありがとうございました。

#### 4 その他

委員からの質問、情報提供等

(事務局)

- ・ 次回は 10 月 7 日（金曜日）に開催する。議題は、デジタル・シティズンシップ及びデジタル教科書の実践を予定している。